

【学位論文要旨】

子ども虐待における看護職の新しい
役割開発に関する研究

梶原和子

本稿の目的は、近年わが国において増加している子ども虐待の早期発見と介入に関して、看護職が果たすべき役割について児童福祉の理念に基づき改めて見直すとともに、看護職の質の向上と新しい役割の開発・拡大に向けて提案することにある。厚生労働省の調査によると、全国の児童相談所における児童虐待相談対応件数は平成17年度には34,472件で、統計を開始した平成2年度の1,101件に比して約30倍となり、早急な対応が求められているといえよう。

子どもの権利は、憲法下で保障されている基本的人権としての生存権（第25条）、および幸福追求権（第13条）を基軸とし、また国連「子どもの権利条約」第6条に生きる権利、育つ権利としてうたわれている。子ども虐待はその権利を大きく損なうものであり、時としてはその生存権さえ奪ってしまう最大の権利侵害といえる。また、例え死に至らないまでも子どもの心身の発育や、人格形成等に与える影響の深刻さは計り知れない。筆者は本研究において、子ども虐待の防止や早期発見および介入などに専門的に関わる看護職の育成と配置について検討、考察するが、このことは子ども虐待防止体制における効果的なシステムおよび人的配置が早急に求められてい

る社会のニーズに一致し、また看護職にとっては新しい役割の開発・拡大の機会になると考える。

そこでまずは、厚生労働省や児童相談所等によるデータをもとに、わが国における子ども虐待の現状分析を行い、子ども虐待防止体制における問題点を確認した。同時に、子ども虐待の早期発見および介入において、看護職として効果的な関わりを行っているアメリカなど先進諸国の状況について調べた。そしてその結果を踏まえ、1990年に看護の新しい分野としてアメリカで開発されたForensic Nurse（法医学看護師）が、わが国においても同様の役割を果たすべき専門職ロールモデルとしてふさわしいと考え、その業務内容等について探った。具体的には、Forensic Nurseのなかでも特に性的暴行や虐待に対応し、貢献しているSexual Assault Nurse Examiner（SANE：性的暴行看護師審査官）の実際の活動における教育カリキュラムや業務標準などについて、KELLY M. PYREK 著「FORENSIC NURSING」等の文献により探ったが、詳細についての把握が困難であったため、ロサンゼルスでの現地調査を行った。そのうえでわが国に導入するとした場合の問題点や課題につ

いて、日本の医療環境の現状等を踏まえ検討、考察した結果、その有効性が確認されたので筆者としてその導入を提案した。

論の構成としては第I章において、子ども虐待の歴史と形態および社会的変遷を、私物的わが子観の時代、子どもの権利が認識され始めた時代および子ども虐待が社会的問題として大きくクローズアップされている現在の3つのカテゴリーに区分し概観した。そして現在における子ども虐待は家庭内に多く発生し、その要因としては子育て不安やストレスなどが考えられ、直接・間接的に母親の関与が大きいことを明らかにした。また、産後の母親の心理状態を知るためにEdinburgh Postnatal Depression Scale (EPDS) およびBonding Scaleによる調査を行った結果をもとに問題点を確認するとともに、看護職の役割について考察した。

第II章では、子ども虐待防止体制を支える人材として、前述したアメリカのForensic Nurseをロールモデルとしてわが国に専門の看護職を導入するために欠かせない、法医学的な立場からのアプローチを試みた。まずはじめに、法医学の理論や臨床上の役割および導入するにあたって考慮すべき法医学的な問題として、Forensic Nurseの主要業務である鑑定業務を、わが国の看護職が行うことができるとする法的根拠について調べた。その結果、刑事訴訟法および民事訴訟法により、医療のみならずその他の分野の学識経験者はすべて鑑定を行うことができ、またその義務もあることを確認した(刑事訴訟法第165条、民事訴訟法第212条)。また、臨床の場にお

ける被虐待児の承諾能力(子どもの自己決定権)としての法的権利性については、Informed Consent(IC)の見地から論じた。

第III章では、わが国における子ども虐待の現状と問題点を明らかにし、また具体的な防止対策について考察した。急増する子ども虐待に対して政府は、2000年に「児童虐待の防止等に関する法律」を制定し、その後児童福祉法の一部改正等により、虐待相談の受付窓口を市町村まで拡大したり、児童虐待の通告の範囲を拡大するなどの対策を取ってきた。しかし、児童相談所における児童虐待相談対応件数は増加の一途をたどり、悲惨な子ども虐待死亡事件も後を絶たないこと等を勘案すると、虐待防止体制が十分に機能しているとは言い難いと考えられる。筆者は国による一貫した施策のもと、必要なケースについては早期から司法や警察が介入することにより、緊急避難としての一時保護の適切性が確保されると考えている。また「子ども保護登録制度」等により、一人ひとりの子どもを継続管理し、フォローアップしていくことの重要性を、イギリスの制度との比較を通して論じるとともに、虐待防止体制として有効と思われる7項目の要件を提示した。

第IV章では、看護職が周産期や臨床の場で、あるいは母子保健事業のなかで果たしている役割とその効果について論じた。看護職は妊娠初期から妊婦健診や、分娩の介助あるいは乳幼児健診などを通して母と子に日常的に関わっている。そのため母と子にとっては、より身近で受け入れやすい存在である。子育ての悩みや育児技術を指導

するなかで、子ども虐待のハイリスク者を発見することも多い。

このような立場の有利性を生かして、妊娠から出産・子育てという一連の周産期のなかで、母子に関わる他の専門職である児童福祉司や保育士、あるいは学校教師、そして警察などより連携を強め、子どもと家族をサポートしていく必要があることを論じた。また、看護職の職務として、健全育成（一次予防）と早期発見（二次予防）および再発防止（三次予防）があることを述べた。

第V章においては、アメリカのForensic Nurseのなかでも特に目覚ましい活躍をしているSANEのような専門職の教育システムを、わが国に導入することの妥当性について探った。その後筆者はアメリカで現地調査を行い、ロサンゼルスSART（Sexual Assault Response Team）センターで働いているSANEの活動の実際や業務標準および教育内容についての資料を入手し翻訳した。そして、これらを検討した結果、このシステムを導入することはわが国の子ども虐待防止体制にとっても有益であり、貢献が期待できるとの結論に至った。

第VI章では、実際にSANEに準ずる資格制度をわが国に導入するとした場合の具体策を検討した。そして筆者は、日本看護協会の「認定看護師（Certified Expert Nurse：CEN）制度」のなかに新しい認定看護分野「子ども救急・虐待支援看護」として位置づけ、現在わが国において問題となっている「小児救急」と「子ども虐待」の双方に対応できる看護の専門職として育成を図ることが、最もスムーズではないか

として提案した。法医学的な教育を受けた看護の専門職を、病院の救急センターや児童相談所、あるいは市町村など被虐待児に直接対応する窓口に配置することで、被虐待児の診断や処置および看護ケアを行いつつ、併せて心理的トラウマに対するカウンセリングなど、回復に向けてのサポートも行なえるという利点もある。

その他、わが国への導入を考えるにあたっては、保健師助産師看護師法（以下「保助看法」という。）による看護職の医療行為に対する制約もあることから、医師との協議によりプロトコールを定めるなど、チーム医療としての枠組みのなかで考えていく必要がある。しかし筆者は、将来的には「保助看法」を改正することも視野に入れておく必要があろうと考えている。

以上述べたように本論では、看護職の新しい役割開発・拡大という視点から、法医学的知識と技術を持った看護職を子ども虐待防止体制のなかで活用することについて、具体的に検討したわが国における初めての論文である。

子ども虐待に対応すべき看護職の新しい役割開発を切り口として、専門職の自立と権利の確保について主張したが、このことは例えば児童福祉司や、保育士などの、福祉や教育に関わる他の専門職にとっても共通な課題といえよう。そして筆者は今こそ、いわば医療の“ひずみ”ともいふべき医師に一極集中した権力の一部を他のコメディカルへ分散したり、あるいは適宜に裁量権を認めていくなどにより、是正していくべき時期がきているのではないかと思うのである。そして、各々の分野における専

門職が自立と権利拡大を主張し、またそのための努力をしていくことは、今後の医療や福祉の場において、より専門的な知識や

高度な技術を持った人材を求めている社会のニーズにも一致するものとする。